

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則
公布年月日・番号 令和6年3月29日・東京都規則第47号

1 概要

(1) 改正理由

- ア 東京都自然公園条例の一部を改正する条例（以下「一部改正条例」という。）の施行に伴い、東京都立大島公園海のふるさと村セントラルロッジの使用料の額を改める必要がある。
- イ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号。以下「一部改正法」という。）の改正内容を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

- ア 特別地域内における許可又は届出を要しない行為に係る規定整備（第25条関係）
 - 一部改正法の改正内容を踏まえ、法令名を改正する。
- イ 有料施設の使用料（規則別表第5）
 - 使用料の額を改定する。

2 施行日

令和6年4月1日

3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3555

内線 42-641